

○ 農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実施要綱（平成23年11月21日付け23農振第1912号農林水産省農村振興局長通知）一部改正案 新旧対照表）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実施要綱 制定 平成23年11月21日付け23農振第1912号 <u>最終改正 平成26年4月1日付け25農振第2256号</u> 農林水産事務次官依命通知</p>	<p>農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実施要綱 制定 平成23年11月21日付け23農振第1912号 <u>最終改正 平成24年4月1日付け23農振第2344号</u> 農林水産事務次官依命通知</p>
<p>第1 趣旨 東日本大震災で被災した農地・農業用施設の復旧については、多くは災害復旧事業等に対応しているところであるが、農地周りの施設について、小規模な損壊や、応急手当により通水したが十分に機能回復されていない水路なども多く存在している。 こうした地域において、速やかな農業生産基盤の復旧を図り、農業振興に向けた基礎作りを図っていくためには、地域が主体となった、農地周りの施設の補修等に機動的かつきめ細かに取り組む活動に加え、農地・農業用施設の保全管理体制の整備・強化を図る取組を支援する必要がある。 このため、農地・水保全管理支払交付金の枠組を活用して、東日本大震災の影響により破損や機能低下等を生じた農地周りの施設の補修等に取り組む集落を支援する復旧活動支援交付金〔削除〕に係る事業（以下「本事業」という。）を実施する。</p>	<p>第1 趣旨 東日本大震災で被災した農地・農業用施設の復旧については、多くは災害復旧事業等に対応しているところであるが、農地周りの施設について、小規模な損壊や、応急手当により通水したが十分に機能回復されていない水路なども多く存在している。 こうした地域において、速やかな農業生産基盤の復旧を図り、農業振興に向けた基礎作りを図っていくためには、地域が主体となった、農地周りの施設の補修等に機動的かつきめ細かに取り組む活動に加え、農地・農業用施設の保全管理体制の整備・強化を図る取組を支援する必要がある。 このため、農地・水保全管理支払交付金の枠組を活用して、東日本大震災の影響により破損や機能低下等を生じた農地周りの施設の補修等に取り組む集落を支援する復旧活動支援交付金及び農地・水保全管理支払推進交付金に係る事業（以下「本事業」という。）を実施する。</p>
<p>第2 事業の内容 〔削除〕 第4に定める事業実施主体が、第5の4に定める対象活動に取り組む組織に対して交付金を交付するために必要な経費について交付金を交付する。 〔削除〕</p>	<p>第2 事業の内容 <u>1 復旧活動支援交付金</u> 第4に定める事業実施主体が、第5の4に定める対象活動に取り組む組織に対して交付金を交付するために必要な経費について交付金を交付する。 <u>2 農地・水保全管理支払推進交付金</u> <u>第4に定める事業実施主体が、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に定める特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）の区域内において、農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別紙2の第4の4に定める活動組織の広域化・体制強化を推進するために必要な経費について交付金を交付する。</u></p>
<p>第3 実施期間 本事業の実施期間は、平成23年度から<u>平成28年度までとする。</u></p>	<p>第3 実施期間 本事業の実施期間は、平成23年度から<u>平成25年度までの3年間とする。</u></p>
<p>第4 事業実施主体 本事業の事業実施主体は、<u>多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面的機能支払実施要綱」という。）第5の1</u>に定める地域協議会又は道県とする。</p>	<p>第4 事業実施主体 本事業の事業実施主体は、<u>実施要綱第5の1の（1）</u>に定める地域協議会又は道県とする。</p>
<p>第5 事業の実施 1 （略） 2 対象組織 ア 復旧活動支援交付金の交付の対象となる組織（以下「対象組織」という。）は、3に定める対象農用地が特定被災地方公共団体の区域に存する次に掲げるものとする。 a <u>農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別紙2の第2の2及び3の対象組織又は多面的機能支払実施要綱別紙2の第3の2に定める対象組織</u> 〔削除〕</p>	<p>第5 事業の実施 1 （略） 2 対象組織 ア 復旧活動支援交付金の交付の対象となる組織（以下「対象組織」という。）は、3に定める対象農用地が特定被災地方公共団体の区域に存する次に掲げるものとする。 a <u>実施要綱別紙2の第2の1から3までの活動組織</u> b <u>実施要綱別紙2の第2の4の農地・水・環境保全組織</u></p>

b 実施要綱又は農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知）に基づき、共同活動支援交付金の交付を受けて、共同活動を実施したことがある対象組織
イ アのa及びbの活動組織のうち、実施要綱別紙6の第4又は多面的機能支払実施要綱別紙6の第4に基づく共同活動等の協定を締結等していない対象組織については、対象組織の代表者と3の対象農用地が存する市町村長との間で、復旧活動支援交付金による活動の対象となる区域及び施設等を定めた協定を締結し、当該協定書を事業実施主体に提出するものとする。なお、協定は、別記様式第3号を参考に作成するものとする。

3 (略)

4 (略)

第6～第8 (略)

第9 助成

[削除]

1 国の助成 (略)

2 復旧活動支援交付金の交付額 (略)

[削除]

第10 (略)

第11 推進指導等

1 (略)

2 道県、関係市町村及び地域協議会は、本事業の趣旨を踏まえ、対象組織が行う復旧活動の円滑な実施が図られるよう多面的機能支払実施要綱に基づく多面的機能支払交付金に係る対策の実施と併せて、対象組織に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第12 (略)

付則 (平成26年4月1日付け25農振第〇〇〇号)

1 この通知による改正は、平成26年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）に基づき、平成25年度に復旧活動支援交付金の交付を受けた地域協議会の事業の実施については、実施要綱に基づく当該地域協議会の承認を受けるまでの間、なお従前の例によることとする。

3 改正前の要綱に基づき平成25年度までに事業実施主体が採択した対象組織については、この要綱に基づき採択されたものとみなすこととする。

c 実施要綱の制定に伴い廃止した農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知）に基づき、共同活動支援交付金の交付を受けて、共同活動を実施したことがある活動組織

イ b及びcの活動組織のうち、実施要綱別紙6の第4に基づく共同活動等の協定を締結等していない活動組織については、活動組織の代表者と3の対象農用地が存する市町村長との間で、復旧活動支援交付金による活動の対象となる区域及び施設等を定めた協定を締結し、当該協定書を事業実施主体に提出するものとする。なお、協定は、別記様式第3号を参考に作成するものとする。

3 (略)

4 (略)

第6～第8 (略)

第9 助成

1 復旧活動支援交付金

(1) 国の助成 (略)

(2) 復旧活動支援交付金の交付額 (略)

2 農地・水保全管理支払推進交付金

(1) 国の助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、事業実施主体が活動組織の広域化・体制強化を推進するために必要な経費につき、事業実施主体に対して、助成する。

(2) 交付対象経費

農地・水保全管理支払推進交付金の交付対象となる経費は、次に掲げる事項に係る旅費、諸謝金、委託費、事務費（通信運搬費、使用料、賃借料、賃金等）とする。

a 農地・水・環境保全組織の普及・推進

b 農地・水・環境保全組織の協定、計画を作成する際の指導・助言

c 農地・水・環境保全組織の運営等に関する指導・助言

d その他農地・水・環境保全組織の設立・運営を推進するために必要な事務等

第10 (略)

第11 推進指導等

1 (略)

2 道県、関係市町村及び地域協議会は、本事業の趣旨を踏まえ、対象組織が行う復旧活動の円滑な実施が図られるよう実施要綱に基づく農地・水保全管理支払交付金に係る対策の実施と併せて、対象組織に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第12 (略)

付則 [新設]